

住吉区災害時地域協力事業所登録制度要綱

(目 的)

第1条 地震・風水害等の大規模災害時において、地域での災害対策や復興に協力する意思のある区内に所在する事業所・店舗等を事前に登録し大規模災害時の被害を軽減することを目的とする。

(協力内容)

第2条 登録事業所・店舗（以下「事業所等」という。）は、災害時において自らの所在する地域に対して次の協力を行う。

- (1) 事業所等従業員の派遣および資材・重機・車両などの提供
- (2) 専門的技術（医療・介護・外国語や手話通訳など）の派遣
- (3) 商品（飲料・食料品・生活用品など）の被災者への提供
- (4) 一時避難所（福祉施設・駐車場・倉庫・客室など）としての開放
- (5) アマチュア無線などによる情報授受の協力
- (6) その他災害対策に必要な人材や物資提供の支援

(登録手続き等)

第3条 登録を希望する事業所等は災害時地域協力事業所登録申込書により、住吉区役所（災害対策本部長）に届け出るものとし、登録内容に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 本部長は、前項の規定による登録を行い、届出者に対して掲示用標識を交付するものとする。
なお、登録事業所等は掲示用標識を事業所等の見やすい箇所に表示することができる。

(登録期間)

第4条 事業所等の登録期間は、登録証の交付から辞退届の提出までの期間とする。ただし、区内に事業所等が存在しなくなったときは辞退したものとする。

(費用負担)

第5条 事業所等が提供する支援にかかる一切の経費については事業所等の負担とする。
また、提供する自らの資機材等の物件の破損等についても同様とする。

(秘密の保持)

第6条 事業所等は、協力を通じて知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
辞退届を提出した後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は住吉区役所（災害対策本部長）が定める。

(附 則)

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。